

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加や担い手の不足等が大きな課題となっている。

このような中、平成30年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設された。

国から譲与される森林環境譲与税は、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」として活用されている。

しかしながら、市町村間における森林環境譲与税の配分割合は、私有林人工林面積（50%）、人口（30%）、林業就業者数（20%）を基準に算定されているため、人口が多い都市部に配分額が過度に高くなり、森林整備を必要とする山間部の自治体の配分額に影響を与えているのが現状である。

よって、国においては、森林整備をより効果的に推進するために必要とする山間部の自治体に対して、より多くの配分がなされるよう譲与基準の見直しを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月23日

岐阜県郡上市議会

(提出先)

内閣総理大臣 内閣官房長官 総務大臣 財務大臣 農林水産大臣 国土交通大臣
衆議院議長 参議院議長